

9 . 公益法人制度改革・協同組合税制

1 . 公益・非営利法人の改革にあたっては、以下の点に留意する。

新たに創設される「非営利法人」に係る公益性の判断は、民間有識者で組織する委員会により、法令で明確化された判断要件に基づいて行う。

新制度においては、非営利法人の形態にかかわらず、税法上の収益事業以外の事業から生じた所得の非課税措置を適用する。

公益法人に関する収益事業から生じた所得に対する軽減税率を継続適用する。

改革の具体案や税制措置の検討にあたっては、民間非営利の活動の担い手である団体をはじめ広範な市民の意見が十分反映されるよう、公開と参加を基本的手法とする。

政府は2004年12月24日に「今後の行政改革の方針」(新行革大綱)を閣議決定し、公益法人制度改革に関しては、現行の公益法人の設立に係る許可主義を改め、準則主義(登記)により簡便に設立できる一般的な非営利法人制度を創設することになりました。

この大綱にそって、関連法案を2006年の通常国会に提出することを目指し、法制化に向けた具体的検討が進められています。また、税制措置についても、4月から政府税調での論議がスタートし、6月までに一定の方向性をまとめる予定とされています。

これまでは非営利団体の非収益事業や会費・寄付金には課税しないことが基本的なルールとされてきました。しかし、この間の見直し論議の中では本来の事業への非課税がそもそも優遇措置であるとして原則課税も検討された経過があり、私たちは重大な懸念をもっています。

非営利法人は、利益を分配しない限り、その利益を享受する帰属主体が存在しないのですから、法人税を課すべきではありません。課税するのは、非営利法人が、営利法人と同様の収益事業を営む時に限るべきです。

また、公益法人に関する収益事業への軽減税率は継続適用とすべきです。

法人制度と課税原理の根幹に係わる問題であり、今後の具体案や税制措置の検討にあたっては、審議等の状況や内容を速やかに開示するとともに、広く国民から意見を聴取する機会を設けるべきです。

2 .協同組合の非営利組織としての社会的役割・公共的な役割と経営基盤の確立の重要性に鑑み、協同組合税制を堅持する。

協同組合等の法人税は軽減税率が適用(現在普通法人30%、協同組合等22%)されていますが、この間の税率の引き下げでは、普通法人と比べて協同組合等の減少幅は小さくなり、税率の差も縮小しています。

法人税率の推移

単位：%

年	1984	1985	1987	1989	1990	1998	1999
普通法人	43.3	43.3	42	40	37.5	34.5	30
協同組合等	26	28	27	27	27	25	22
実質差	17.3	15.3	15	13	10.5	9.5	8

近年、非営利組織である協同組合を一般の企業と同列視する傾向がみられますが、協同組合の社会的役割と経営基盤の確立の重要性に鑑み、協同組合税制は堅持すべきです。

前年からの継続要望事項です。